

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：白馬村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.0%
全職員	65.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	95.8%
26～30年	91.6%
21～25年	91.0%
16～20年	106.7%
11～15年	98.4%
6～10年	98.3%
1～5年	107.1%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、報酬形態が日給又は時給で、勤務日数が一定でない者は集計の対象外としている。
- ・男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合は、「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。